

## 令和元年第4回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和元年12月12日

招集場所 度会町議会議場

開議 令和元年12月12日（午前9時00分）

出席議員	1番 大西 徹	2番 大野 原徳	3番 中西 久博
	4番 長谷川多一	5番 貞森 義和	6番 若宮 淳也
	7番 西井 仁司	8番 舟瀬 勝	9番 濱岡 裕之
	10番 牧 幸作	11番 中森 慰	

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	福祉保健課長	岡田 美和
副 町 長	西岡 一義	水 道 課 長	山下 弘文
総 務 課 長	中西 章	産業振興課長	作野 和幸
防災環境課長	中西 章	建 設 課 長	北村 晴紀
まちづくり推進課長	山下 喜市	会計管理者兼出納室長	中井 均
税 務 課 長	森井 裕	教育委員会教育長	中西 正典
住民生活課長	中井 宏明	教育委員会事務局長	中川美知彦

議会の職務のために出席した者の職員氏名

総務課財政係長	阪口 昇吾	総務課主査	倉田 晃旗
総務課主事	中村 公洋		

### 議事日程

日程第1 一般質問

1. 8番 舟瀬 勝 議員
2. 4番 長谷川多一 議員
3. 6番 若宮 淳也 議員
4. 5番 貞森 義和 議員

日程第2 各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第3 討論（議案第55号～議案第68号、発議第8号～発議第10号）

日程第4 採決（議案第55号～議案第68号、発議第8号～発議第10号）

日程第5 閉会中の継続審査の申し出について

### 上程議案

- 議案第55号 令和元年度 度会町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第56号 令和元年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第57号 令和元年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第58号 令和元年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第59号 令和元年度 度会町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第60号 度会町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
- 議案第61号 度会町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 議案第63号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第64号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 度会町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 度会町森林環境譲与税基金条例について
- 議案第68号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 発議第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第9号 専決処分事項の指定について（平成31年度度会町美化センター旧炉解体工事）
- 発議第10号 専決処分事項の指定について（平成30年度林道注連指西線災害復旧工事）（平成29年災）

## ◎開会の宣告

（9時15分）

## ○議長（濱岡 裕之） ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、令和元年第4回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいので御了承を、お願いいたします。

## ◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

8番 舟瀬 勝議員。

《8番 舟瀬 勝 議員》

○8番（舟瀬 勝） 改めまして、おはようございます。

8番議員の舟瀬勝です。ただいま議長より許可を得ましたので、2点ほど質問させていただきます。

まずは、1点目、鳥獣処理施設の計画はということで、度会町内では、捕獲されたイノシシ、鹿、サル等はどのように処理をされていますかということで、我々度会町議会では、昨年、平成30年度静岡県富士宮市の株式会社NUROが開発された減容化処理装置の紹介を受け、町議会11名、度会郡選出の県議会議員2名、産業振興課課長、防災環境課長、商工会事務局、町監査委員、事務局2名で参加、5月、岡山県、和気町です。和気町の鳥獣処理施設、7月には伊賀市の山肌にある伊賀町、かじかというところの減容化処理施設の視察研修を行いました。

度会町では、猟友会の皆さんの協力で、年間七、八百頭以上のイノシシ、鹿、サル等が捕獲がされ、各地、私有地等に埋設されていると思いますが、埋設処理をされる数量が多く、限界があり、衛生面を考え、度会町として処理施設の考えがないか、町長にお伺いいたします。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 皆さん、おはようございます。

それでは、舟瀬議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、ことし4月から10月までの有害鳥獣捕獲数ですが、イノシシが344頭、鹿が371頭、サルが29頭の合計744頭でございます。

なお、平成29年は、合計で765頭、平成30年は合計725頭であり、狩猟期間中を含めると毎年1,000頭以上の有害鳥獣が捕獲をされていると思われまます。

そして、捕獲をされた有害鳥獣は、議員さん御指摘のとおり山林などの私有地に穴を掘って埋設されている状況でございます。

しかしながら、捕獲した鳥獣を埋設するというのは重労働であり、また、埋設する土地も不足してくるなどの理由から、処理施設を建設してほしいという考えが出てきているのも事実でございます。

ところが、処理施設を建設しようとした場合、建設地周辺の住民の理解を得ることが必要であることや、捕獲場所からの搬出作業も重労働であるなどの多くの課題が考えられます。

以上のようなことから、現状では有害鳥獣処理施設の建設は考えておりません。9月補正予算において有害鳥獣駆除単価の引き上げを行い、捕獲者の負担を少しでも軽減するための施策を実施していることを申し添え、舟瀬議員さんへの答弁いたします。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 舟瀬勝議員。

○8番（舟瀬 勝） ありがとうございます。今も、各事業、山林へ穴を掘って埋設されているということで、本当に猟友会の皆さんには御苦勞をかけると思いますけど、また、これが皆さんの了解を得て、施設ができる縁があれば、実行していただきたいと思います。ありがとうございます。

2点目になりますけども、清風町営住宅、清風住宅ですけども、もう昭和38年に現在の建物ができて、もう55年、半世紀以上がたちました。今、トイレ、生活排水を含め、老朽化が進んでいると思いますが、現在では、町内がほとんど合併浄化槽が復旧されている中、十数件の集合団地のため、やはり生活排水の衛生面を考え、改善の考えとして、町としての計画はあるのか。

また、低家賃で、今、周りのアパート、マンションとの絡みがあるかと思いますが、町としての計画があるか、お伺いいたしたいと思います。お願いします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、舟瀬議員さんの質問にお答えをいたします。

昨年、第1回定例会に御質問いただいておりますが、清風住宅は、昭和40年建築で54年を経過しており老朽化しておりますので、令和3年度に計画を策定し、建てかえ、改善に向けた取り組みを行ってまいります。

高齢者の増加、また、社会が多様化している現在、建てかえとあわせ「空家利用施策」との調整も考慮に入れ、ストックを総合的に活用し、住宅困窮者に供給できるよう方策を考え、町民の住生活安定と社会福祉の増進に寄与するものとして十分に検討し、計画を策定してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 舟瀬議員。

○8番（舟瀬 勝） ありがとうございます。今現在、半世紀がたったということで、周りに、付近にいかせてもらおうと、やはり昭和のにおいというか、そういうような感じで、本当に町としては、わずかな低家賃で入ってもらってるということで、建てかえということがなかなか無理かな。周りのアパート、マンションとの金額、家賃との兼ね合いもあってどうかなというのがあります。そのように今、令和3年ということで聞かさせてもらいましたので、安心しております。ありがとうございます。

これで、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、舟瀬 勝議員の質問を終わります。

続きまして、4番 長谷川多一議員。

#### 《4番 長谷川多一 議員》

○4番（長谷川多一） それでは、私のほうから質問させていただきます。

一般質問通告書にも書かせていただきましたように、当町の高齢者は、9月末現在で細かく言えば8,165人のうち65歳というものを区切りますと2,765人お見えになる。男性が1,235人、女性が1,530人となっているということでございまして、高齢化率は33.9%、かなり進んできている現状にあるかと思えます。

その中でも、この間も町長もおっしゃられましたように、知事との懇談会、対談のときもおっしゃってみえたんですが、当町の国民健康保険の、いわゆる使用料と申しますか。それは30万6,000円と、県内最少ということで、町民全体が利用率が低く抑えておる、健康であるという証拠かと思っておりますが、特に、高齢者の方の健康の方がお見えになるんじゃないかというように推測されています。

その中でも、私もこの当町に住まわせていただいて、見てるところ、今は田んぼなんかほとんど業者に委託していて、なかなか田んぼをやってみえないと。これは一つは、いわゆる健康ではないということじゃなくて、いわゆる農機具が古くなって、更新するのにかなりお金がかかるということから、いわゆるナビアクションといわれるような小規模な農家では継続できないということで、田んぼのほうもほとんど人に委託している方がふえてきているというような現状かと思っております。

その中で、田んぼもない、畑もちょこっとやるというようなことでは、今、近所のある程度の元気な方に聞きますと、ほとんど手持ちぶさたで何もすることがないんやということで、私もそうなんです、かなり毎日を過ごすのにどうしようかというような方が、結構元気な方で見えるように思われます。

こういう状態が続きますと、やはり今いってる痴呆ですか、そういうのも起きてくるんじゃないかと思う中で、単に、高齢者の方が元気に過ごすためには、高齢者だけじゃないんですが、私の感覚では、生きがいというものを高齢者の方に与えていく。そうすれば、元気に生き生きとして、いわゆる痴呆等も進まないんじゃないかという中で、今、私の考えるところの生きがいというのは、一つは人がありがたうという感謝をされる。社会に参画する、かつ、今、言った感謝されて、ただ、ボランティアというものがあるわけですけども、ボランティア活動というのは、よっぽどの方じゃないと、見合うものがないと何がしかの、いわゆる報酬がないと続かないんじゃないかなというように、私は思うんです。

その中で、今、提案をさせてもらいたいというのは、一つは、その法人として、いわゆる高齢者の方がどうやって働く場所をつくるか。いわゆる社会で参画する場所をつくるかという法人として、シルバー人材センターというようなものが、世間にはあろうかと思えますし、度会町はなぜか、過去の中で、今ちょっと書いておきましたけども、三重県でも2カ所、2町だけ人材センターがないという現状で、今、朝日とうちだけかなというようなことで、それなりの理由あったかと思えますけども、これほど高齢が進んでまいりますと、かつて1人ぐらしの女性の方が結構みえ

るように思うんですけど、この方は家の周りを一つ草刈るのも、牧垣一つ刈るにも、電球一つかえるにも苦勞してみえると。どうたのむかなと、知ってる人に頼んでみたり、また我慢したりというようなことで、周りが荒らしたることも出てきてるよ  
うに思います。

こういうところを、何がしかの方針を出して、普通の日当のことは出せなくても、何がしかの、そういう報酬があって、かつありがとうと感謝してもらえると  
いうようなものを、仕事を与えるわけじゃないですけども、紹介するなど。あした、明後日はあそこに行くんやあそこの仕事をするんやというようなことで、予定も立て、生きがいも楽しめられるんじゃないかなというように思いますので、私としては今回、施策がほかにあればいいんですが、人材センターのようなものを立ち上げて、かつそれを有効に、かつ法則を考えて、仕事を紹介する。働く場所を提供する。仕事というか、働く場所です。それを提供するような機会を設けていただいたらいか  
がかなと考えています。

ただ、断っておきますが人材センターというのは、箱だけつくる、倉庫だけつく  
ったら余分なお金かけるだけやというように思っていますんで、つくる以上はそれを  
どうやって会員を集めて、どうやって仕事を集めて、どのように紹介して、生き  
がいを与えられるかという、いわゆるソフトの部分も合わせて検討していただける  
ならしてもらわないと意味がないのかなと考えていますので、御検討のほど、よろ  
しくお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、長谷川議員さんの質問にお答えをいたします。

現在、町では、第7期の介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の基本理念として、  
「みんなが満足して自分らしく生きることが出来る町」を掲げ、高齢者施策に取り  
組んでおります。

その理念は、満足死や尊厳死ということに端を発しており、自分の役割を全うし、  
自分らしく満足して生きることという思いが込められております。

「満足して生きること」ためには、長谷川議員さんのおっしゃられますように、高  
齢者が生き生きと生活できる環境づくりが大切であります。

また、近年の介護予防の観点からも、ボランティアや地域活動などへ参加し、人  
とのつながりを持っている人のほうが、つながりがなく一人で運動だけしている人  
よりも介護予防として効果があるとの研究結果も出ており、社会参加し、他者との  
交流が健康を維持するための重要な要素と言えます。

また、報酬面のお話もありましたが、活動に少しの報酬が伴えば、高齢者の方々の  
意欲ややりがい、社会とのつながりが生まれ、町の目指す健康寿命の延伸になる

と考えております。

御指摘のシルバー人材センターにつきましては、町の社会資源を考え合わせますと、まず法人を設立いたしまして、町社会福祉協議会への運営委託が理想であると思われまます。

しかし、現状といたしましては、社会福祉協議会の有償ボランティアお助け隊との住みわけ、公的機関からの受注見込み、社協内での位置づけ等の課題がございます。今年度は、このお助け隊の隊員をふやす取り組みを社協と協働で重点的に進めております。

将来的に、高齢者の豊富な経験と知識を発揮し、働くことを通じて生きがいを得る場として、シルバー人材センターの設立を目指す方向であります。受注業務の内容や単価の設定等、地域性も勘案し、現在の社会資源と担い手の状況も踏まえまして、慎重に、前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

以上で、長谷川議員さんへの答弁とさせていただきます。

**○議長（濱岡 裕之）** 長谷川議員。

**○4番（長谷川多一）** ありがとうございます。今、私もそれを申し上げましたように、シルバー人材センターにこだわってるわけじゃございませんので、むしろそういうのをつくったほうが余計なお金がかかるのかなという気も感ではないと思っております。

ただ、人材センター等の活動に対しての国等のお金のルールがないのかなという、私もくわしいことがわからないので、そこについては、人材センターにこだわらせませんので。

ただ、最後に申し上げましたように、今、町長がおっしゃいましたお助け隊の人もいいことだと思うんですが、それが町民の、しかも個別の方がほとんど理解できていない、知らないのかなという気がします。

せっかくそういうのを、ことしも強化していこうというようにお考えがあれば、まず、お助け隊の会員をどのように、いわゆる登録数をふやしていくかということと同時に、おっしゃられましたように、業務の受注というものを、どういうふうに町民に知らしめて、かつ高齢者の方に理解して、あそこへ頼めばなど、あそこへいったらやってくれるんやというようなふうに鑑みてもらえるような体制と申しますか。それぞれ何とかできると、強化してもらって、検討してもらえばいいのかなと。と申しますのは、いわゆる、例えばなんですけども、ことしも実は高齢になられた御夫婦がみえて、息子さんが店にとりあえず住んでみえ、田んぼはようつくりません。大きな広い田んぼは、先ほど申し上げたように委託できたんですけど、いわゆる一反五畝というような、家の隅にある小さな田んぼがやはり荒れてると。私、近所の

ものと相談して、そこに声をかけて、草を刈らせてもらったのですが、合わせて一反ぐらいなんですけども、荒らしとったので、シカの被害にあっていると。その方にどうよと声かけたら、息子さんにも声かけたら、ぜひともということで頼まれたんですけども、向こうもお礼を幾ら出したらいいかわからん。お礼はなくてもいいねんけど、気持ちだけでもという話になって、2回目で夏を超えたんで、2回目刈るときも、もう勝手に刈ったんです。大家さん動かないんで、相手も幾ら出させてもうたらいいんやろうというような話が、やっぱりわざわざ来ておっしゃられるということで、これではなと。そういうところが、田んぼだけでも荒らしたくないんや、集落の中にある田んぼは、草生やさんと何とか刈って維持してほしいんやけどというような話が他からも出てきておりますんで、余り、今、お助け隊の仕組みがよくわからないような状態なんで、改めて、今のお助け隊を生かして、せっかくあるんですから、それをどうやって普及して、どうやって利用率を上げるかということ、ソフト面でもう一度お考えいただいて、おっしゃられたように、シルバー人材センター、将来的にはお考えいただいても、何もいつから始めてほしいという気持ちはありませんので、むしろ今あるものを生かして、困ってる方に、すぐ、あそこに頼めばというように、どうやって普及をするのかなと。

ただ、答弁求めるだけでもいいんですけど、何かしら利用しないと、やはり普及しないのかなと。1回目だけでいいんやじゃなくて、それと同事に働く、参加する人が必要でもう一度するかということも、何とかもっと方策を考えてもらえば、非常にいいことかなと思いますので、そこをお願いして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、長谷川多一議員の質問を終わります。

続きますして、6番 若宮淳也議員。

#### 《6番 若宮 淳也 議員》

○6番（若宮 淳也） おはようございます。6番議員の若宮淳也でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

ことしも師走、12月に入り、残りあとわずかになってまいりました。ことしは、元号も変わり、度会町では町長選挙、そして、議会議員選挙が行われ、新しい体制での町政がスタートし、さまざまな議論もなされております。

中山間地域であるこの度会町では、さまざまな問題が山積しておりますので、この問題に向き合い、間もなく訪れる新年に向けても真摯な議論をしていきたいと考えております。

今回は、日本全国で発生しております災害、これは気候変動によるものと言われておりますが、その気候変動による災害リスクにどのように度会町が対策を講じて

いくのか、お伺いしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、質問のほうをさせていただきます。

気候変動により、全国的に災害が多発しており、その被害も人的被害も含め、大変大きく、深刻なものになっております。ことしの台風は28、そして、上陸数は5つ、特に15号、19号は甚大な被害をもたらしました。

また、これまでで被害がなかった地域も被害に遭ったりするケースがふえており、度会町でも災害等のリスクが高まっていると考え、これまで以上に自主防災を初め、危機意識をもって防災対策をしていくことが求められると考えます。

ここで、少し整理させていただきますと、日本の防災については、東日本大震災以降、災害対策基本法で指定緊急避難場所、指定避難所の二つが明記されるようになりました。

また、2019年6月より防災情報の伝え方が5段階になり、警戒レベル4、これは全員避難を意味し、警戒レベル5は命を守るための最善の行動をしてくださいとなっております。

災害から命を守るためには、行政でも法律をもとに対策をしていただいているというのは理解できます。

しかし、一方で、先ほどの避難場所か、避難所であれば、言葉だけ聞いてもどちらにいったらいいのかわからないといわれる住民の方も多いためとお聞きします。

また、命を守るための最善の行動というのは、よく耳にするようになりましたが、例えば、避難場所等への避難経路がこの防災マップからでは、なかなかわかりづらく、防災マップに記されている情報の周知が、より必要となり、より細かく丁寧な説明が求められると考えられますが、町民へのより細かい周知は、今後どのようになされていくのか。まず、行政の見解をお伺いしたいと思います。

**○議長（濱岡 裕之）** 中村町長。

**○町長（中村 忠彦）** それでは、若宮議員さんの質問にお答えをいたします。

町では、毎年9月に全地区において、自主防災会、消防団、関係機関に御協力をいただき、総合防災訓練を実施しております。

訓練では、防災マップを確認するなど、大地震発生時の自宅での行動を、まず行い、次いで、自主防災会からの放送で地区集合場所へ参集し、点呼が取られております。

住民の皆さんにも「まずは地区公民館への参集」が根づいていると考えております。

避難の基本は、まず集合場所へ。安否確認、情報収集がされた後に、まとまって体育館などへ移動する。このような体制をつくってまいりました。近年では地区独自で集合場所の代替を複数設定するなどの工夫もされております。

また、現在の防災マップは平成28年度に発行しております。

作成時には、各自主防災会に、集合場所などの聞き取りを行い、自主防災会議の場においても、避難の考え方など、熱心な議論がなされ、作成に至ったものとなっております。

町では、来年度以降の事業として、県により新たに指定された土砂災害警戒区域及び宮川・一之瀬川洪水浸水想定区域を掲載した、防災マップの更新を計画しております。その際にも自主防災会と入念な協議を実施し、危険箇所の周知だけでなく避難体制を初め、内容を充実させ、住民の皆さんが活用してもらいやすいものにしていきたいと考えております。

また、訓練や防災マップなどが充実するとともに、重要となってくる避難情報の伝達については、「度会町メール」の登録を推進しており、利用者からは好評を博しております。

年々登録者は増加しておりますが、さらなる推進を図り、来年度は「春まつり実行委員会」と協議し、イベント会場において、登録ブースを設置するなど、登録いただける機会をふやしていこうと考えております。平日は役場窓口でも登録への御協力をさせていただいておりますので、議員の皆様方からも推進していただくことをお願いし、質問への答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） 今、町長がおっしゃられるように、町としてもさまざまな取り組みをしていただいていると思います。

ただ、防災マップをせっかく作成していただきまして、それが町民に理解されないというのでは、防災につながりません。

また、大豪雨や台風の場合と、それと地震の場合では、災害時の対応も異なってくると思います。

また、そのことについてもしっかりと徹底していただきたいと考えます。

また、見落としがちなのが、ため池ハザードマップ、堤防が決壊した場合には、道路の寸断も想定されます。ここも周知する必要があると考えます。

いずれにしましても、自助・共助・公助のそれぞれの視点で、きめ細やかな取り組みと対応が求められると思いますが、行政としては、防災情報の的確な説明と住民の防災意識の向上により努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

今後の避難場所のあり方についてということですが、現在の防災マップ等を確認しますと、避難場所や避難所が公民館や集会所などになっており、土砂災害の危険性のあるところに設置される地区が多く、避難場所や避難所自体が安全と言

えなくなってきたと、新たに、度会町の防災マップから明らかになったことではないかと思います。

今、気候変動により、これまでは20年、30年に一度と言われた災害が、ここ数年の間に頻発していると言われております。昔の安全基準やデータに基づいて、防災に取り組んでいると対応できないことや、住民を守れないといったことも出てくると考えられます。

各地区の公民館や集会所が建てられたころは、今ほどの大きな災害が頻発していなかったと、私自身は思いますが、しかし、ここ最近では気候変動による大きな災害が発生し、その被害も深刻で範囲も拡大しております。その都度、防災については情報や法律、対策がアップデートされてきております。

その上で、度会町民にとっての大きな懸念は、まさに、各避難場所が安全ではないところに設置されており、二次被害に遭う危険性が高かったり、浸水、土砂崩れ、倒木などで道路が寸断され、避難場所や避難所に行けなかったりすることも想定しておくべきではないのか。避難の際、体の不自由な人や高齢者はどうするのかという今の時代背景と気候変動を踏まえていかなければならないと思います。

まさに、より安全な各避難所のあり方を検討していくときに来ていると思います。

また今後、公民館などの公共の建物だけではなく、民間施設や個人所有の建物も含めて、安全だと思えるところには、前もってお願いをし、安全な各避難場所として確保すべきであり、前もって町、そして区等でも議論していく必要があると思います。

そういったことも含めて、町のお考えをお伺いしたいと思います。

加えて、以前にも質問させていただきましたが、浸水や土砂崩れ等で道路が寸断されたときには、備蓄品が輸送できないことも考えられます。備蓄品等は現在7カ所で管理している状況でありますけれども、もう少し細かく分散管理をして、備蓄品や防災機器をそれぞれの各避難所へ備えていく必要があると思いますけれども、中村町長はどのように思われるのかも、加えてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、御質問にお答えをいたします。

近年、土砂災害や水害における被害は全国各地で起こっており、ことしも台風15号、19号が各地で猛威をふるいました。

土砂災害警戒区域等の指定は、三重県が緊急事業として進めてきたもので、度会町におきましても平成27年度から調査、指定が進められ、ことし10月に内城田地区の指定がされ、町全域の指定が完了されたところでございます。

中でも、特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンは、土砂災害により住民の生命または身体に著しい危害が生じる可能性が高いというもので、地区集合場所がこのレ

ッドゾーン内に存在する地区もございます。この地区においては、調査後の住民説明会または総合防災訓練時に、土砂災害が予想されるような場合は使用しないこと、避難希望者がいる場合は公共施設へ避難していただくよう調整し、周知をしてまいりました。

災害対策本部設置時においても、同様の内容を自主防災会長に連絡し、避難希望者への周知に御協力をいただいております。

災害種別によっては、避難所として使用できない公共施設がある中で、避難所ではなく親戚や友人などの安全な住居へ避難するという考え方は、避難所圧迫の解消につながることから、自助・共助の観点により推進をしております。

なお、高齢者施設などを福祉避難所として使用させていただく協定は締結しておりますが、他の企業については、現在指定までは至っておりません。

今後、必要であると判断した場合は、企業、自主防災会と短期避難などを協議し、進めてまいりたいと考えております。

また、地区集合場所への資材備蓄については、自主防災会への購入補助として進めております。

ただし、発電機など大型で高価なものについては、購入補助のほかに共助の観点から、自主防災会にて個人保有の資機材を活用できるようリストを作成していただいております。

また、体育館など避難所への備蓄についてでございますが、備蓄倉庫と避難所は近い位置に建てられております。

避難所へ備蓄することについては、食料の賞味期限の管理、また防犯上、盗難などのこともございまして、慎重に進めていく必要がございます。

来る災害に向け、行政だけでなく自主防災会、消防団が一体となることをより一層進め、減災・防災力を高めてまいりますので、御理解・御協力のほどをよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） 先ほどもおっしゃられましたように、公民館や集会所というのが、土砂崩れなどの危険が高い場所に設置されている。そういうことというのは、住民が土砂災害などの危険のあるところに避難するということになりますので、特に、大豪雨、台風などのときに、どのように、そして、どこに避難していくかということの検討は、今後、必要だと考えております。

合わせて、防災マップでも急傾斜地、崩壊危険箇所、土砂溪流、危険溪流、地すべり危険箇所と指定がされておりますので、これに当てはまる場所、あるいは、その近くに暮らす人たちの防災についても考えていく必要があるのではないかと、こ

のように思います。

そして、備蓄品等にもお答えいただきましたが、改めて、質問させていただきまして、道路の寸断や孤立する地域ができる場合には、町が管理する7カ所から備蓄品などを届けられないということも考え、もう少し細かく分散管理をしていただきたいなど、このようには思います。

また最後に、千葉県の大規模停電では、93万戸、一部地域で最長1カ月の停電が続いたことは、皆さん御承知のとおりかと思えます。まさに、生活する上で電気も必要ということも、今回、非常に重要なことだと認識されました。

度会町においては、災害が起こったときに、まず、避難する地区避難所から、避難生活を送るとされる二次避難所に移った際に、その二次避難所には、非常食、水の備蓄品と合わせ、せめて、先ほどおっしゃられました発電機というのは、必ず完備する必要があるのではないかと思います。

その大きい最終的に避難生活を送るという場所、せめて、そこだけでも発電機のほうというのは、必ず必要になるんじゃないかなと、昼夜いつ起こるかわからない災害に対して、この発電機については、中村町長はどう思われるか。最後にお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、質問にお答えします。

各避難場所に発電機をとということかと思えますが、発電機は発電機だけでは使えません。油等の管理も必要になってくることから、各避難所に発電機を常駐、常備するということは、今のところ考えておりませんので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） 中村町長が言われましたように、確かに油も、本当に必要になってくると思えます。当然、発電機だけでは動きませんので、そういった部分に絡めて、発電機のほうも必要ではないかなというふうには思っております。

ことは、停電で千葉のほうは大変な生活を余儀なくされ、苦しんだということが報道されております。逆に、去年は避難所において、クーラー等の空調機器がないところがほとんどで、熱中症やエコノミー症候群というのが多発したという経緯があります。

災害時の課題が年々出てきておりますので、それに度会町も対応していく責務はあると考えます。命を守るという視点からも備えが必要であります。あすは我が身という気持ちは皆さんお持ちですが、昼夜問わずいつ起こるかわからないのが災害ですので、前もって町民へ防災対策を説明し、周知してもらうということも、一つ

の公助ではないのかと考えます。

気候変動や大規模災害が頻発する今の時代に対応する形で、今後、町として何ができるのかを、しっかりと検討していただきたいとお願い申し上げ、これで私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。

続きまして、5番 貞森義和議員。

#### 《5番 貞森 義和 議員》

○5番（貞森 義和） おはようございます。

過日の質問通告をいたしました。本日、質問する機会を与えられましたので、今から2点について質問したいと思っております。貞森でございます。よろしく申し上げます。

私は、メガソーラーと風力の二つの点で質問を通告しています。メガソーラーはまだこれからの問題もありますが、主に風力発電のことから発言させていただいて、願いは、この風力発電がいよいよ終わるときに、どういう約束をしてあるかという、そのことを町長が業者と明記していただきたいと、それが質問の狙いでございます。

私たちが、この度会町へ伊勢市から入っていきますと、度会町は山の形変わっていくん違うかと思うぐらいの今、景色です。これは一時のものであると思えますけれども、そのときに皆さんが、あれは先生どうなの、私、学校の先生でしたから、あれは先生どうなるの。おれ議員になる前やで、知らんってそんなことは言えませんから、課長さんに説明を受けました。メガソーラーはこんなときこうなったという、風力の場合は範囲が広いので、私の在所も、区もかかわっていましたから、非常に広い範囲で説明会がありました。あるいは、公民館だけでなく、役場の中央公民館ですか、ああいうところでも質問があって、関係のない地区の方々も説明を聞きに来るというチャンスがありました。

メガソーラーはちょっと違います。私らは本当にこういうのありますから、皆さん説明会ありますから来てくださいよといわれたことありませんでした。

風力について、ちょっとくどいようですが、皆さんに説明したいんですけど、私、風力とか、メガソーラーは反対ではありません。あれは再エネでええことです。エコです。いいことです。今まで日本は風力発電でいくんだと、ずっと来ていました。私が子供のころからね。それが新しい形でできて、これはいいこと。

ただ、私は景観を汚してほしくないんです。私は獅子ヶ岳という、あの山は、私、大事な山です。ちょっとオーバーにいうと富士山の麓に暮らす人は、富士山やあんなものはして要らないんです。それでまた世間も富士山は幾ら風がええからいうて、あんなことをしようとは考えませんが、私はあの獅子ヶ岳は、子供のころからの遊び場所であり、生活の糧を得る場所であり、いろんな意味で、私はあの山を見た

いんです。きれいな山を。ですから、あの山へ傷つけて要らないんです。

そんなことで説明会でいろいろ聞きました。業者の方にあなた方がいよいよ20年、40年先にやめるときはどないするんですかと言ったら、掘った穴はちゃんといけて戻しますと。ただ、引っこ抜いて持っていただけやなしに、それは25本あるわけですから、引っこ抜いた後へ埋めて、撤去するのに幾ら金かかるんと言ったら、3,000万円から8,000万円かかるというんです。そしたら、済まんけど、度会町へ25基掛ける、一番安い3,000万円でええで金置いてってんかいと言ったら、それはいけませんと言われたの。

ですから、私、いよいよ、この事業終わるときには、風車の引っこ抜いた後を、必ず埋めますと、土で埋めます。そして、後はもとへ戻します。あのピッチ張ってはるところなんかあります。道路の舗装みたいにしてあるところ、あんなものは全部はがしていただいて、自然環境に戻してもらおう。その後は、産業廃棄物の捨て場などはつぐらない。犬や猫この死体焼き場もつぐらない。そのようなぐらいの約束事をきちっと、子供みたいなことですが、撤去しますぐらいで決めとったら、私らは完璧だまされます。もう私ら先短いんです。40年たって、皆さんの中にどのぐらいみえるかわかりませんが、あのときにどうしてあるの。撤去しますよと書いてあるよと。撤去して、引っこ抜いてたよと。穴は25あいとるよ。それではいけませんからね。必ず穴を埋めて、もとに戻します。

それから、そういう捨て場にはしない。猫や犬の死体焼き場はしない。そんなことを約束して、子供にもわかる、我々にもわかる。40年たってもわかるような言葉で、きちっと書いてほしい。もう撤去しますだけでは、絶対困るというのを、くどいほど申し上げます。

それを、メガソーラーのときにもやってほしいんです。約束事をきちっとやっていないと、皆さん関西電力の賄賂の問題御存じやと思いますけども、あれも不正はいけないと書いてあるんです。だけど、具体的なことは書いていない。あれも、今度は、もうちょっと具体的に挨拶程度の品物を受けてもよろしいが、それ以外のものはやめろとか、そんなことをちゃんと書いてあるそうで、書くそうです。ですから、我々も風力は引っこ抜いた後、必ず穴を埋めて、その後、きちっと自然に帰すと、ピッチもみんな張りますと。自然に草木が生えるようにしますと、こういうことにしていただきたいと。それが1点です。

そして、それと関連して、私、再生エネルギーは反対ではありませんと言いましたけど、私らは毎日、毎月、電気代の中に再エネ発電促進賦課金というのがついるんです。私、8月は985円それがついるんですが、私。熱中症になるといかに、夜中にクーラーつけます。エアコンというんですか。エアコンをつけます。そうすると8月はその賦課金も多いです。例えば、ふだんそんなに900円もかからへ

んとして、500円として、度会町は3,000世帯あるんです。3,000世帯掛ける500円としたら、1カ月で度会町は電力会社に払う金は150万円ぐらいになるんです。3,000円掛けるですからね。これが1年たつと1,800万円から2,000万円電力会社へ払うことになるとるんです。あの金は一体どこへいっとんねんやろうなど、電力会社の範囲はもっと広いですから、度会町程度から2,000万円、一年間に持って行って、2,000万円いったら、私らにしては大きな金です。町の財政を扱う人はもっと単価の高い金額扱ってますから、そんなにびっくりするほどの金じゃありませんけど、私らは2,000万円も電力会社へ払るとるよと、度会町が。ちょっと待ってくれと、電力会社は電気買ういうとるやんかと、そしたら、我々が買うとるんと違うかと、こういう気になりますもんで、これはどうなんかという説明をお願いしたいと。それが1点目でございます。よろしく申し上げます。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、町内の二つの再生可能エネルギー事業について、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

既に、御承知のとおり、町内では、平成29年2月から運転を開始しております風力発電事業と、平成31年2月から着工し、おおむね4年の工期を予定しております太陽光発電事業、二つの再生可能エネルギー事業が進められております。

言うまでもなく、いずれも民間主体の事業でございます。

御指摘の事業終了後の約束事は、発電施設の撤去や跡地の環境回復等が危惧されての御質問かと思えます。

こちらにつきましては、昨年9月、第3回度会町議会定例会においても同様の質問をいただき、前任の中村順一町長より御答弁があったことを確認しております。私といたしましても同じ考えでございますので、答弁が重複いたしますが、確認のため、再度お答えをさせていただきます。

国策としての再生可能エネルギーの導入が促進される一方で、種々の課題が顕在化されてきたことを受け、平成28年6月にはフィット法が改正、翌年4月には国のガイドラインが示されました。

この中で、事業終了時の発電施設の廃棄費用の確保と報告の義務化がうたわれたほか、従わない場合には、国による指導・改善命令・認定取り消しなどの措置が講じられることになっております。

まず、国がそういうことを担保しておるということでございます。

度会町といたしましても、両事業に対し、町と事業者、地元地区の3者において環境保全等協定書を締結し、本事業に起因する災害や健康被害が発生した場合の事業者責務の明確化はもとより、事業終了後の施設の撤去や緑化による景観上の配慮について協定事項に盛り込んでおります。事業の譲渡や体制に変更があった場合で

も、同協定書が効力を持つことを明記しております。

また、協定書に加え、町と事業者間では覚書も締結しております。風力発電事業においては、設備の点検と安全管理のさらなる強化を求め、太陽光発電事業では、事業終了後の土地利用については事前に協議すること等を項目としておりますことを、改めて御報告し、貞森議員さんへの答弁といたします。

また、再生エネルギー発電促進賦課金についてでございます。

国の施策でございますので、私がお答えするような内容ではないと思いますが、再エネ発電促進賦課金について、お答えを申し上げたいと思います。

御承知のとおり、平成24年7月、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、再生可能エネルギーを用いて発電された電気について、一定の期間・国が定めた価格により電気事業者が買い取ることを義務づける固定価格買取制度が始まりました。

コストの高い再生可能エネルギーの導入を支えるため、電気事業者の買い取りに要する費用の一部を、電気使用者、我々です。その使用量に応じて負担するのが再生可能エネルギー発電促進賦課金です。賦課金は、毎月の電気料金の一部として、その使用者が、その使用料に応じて負担をしております。

賦課金の単価は、地域間の負担の公平性を保つために、国が地域間調整を行っておりまして、全国一律の単価を年度毎に経済産業大臣が定めております。

冒頭にも申し上げたように、国の事業でございますので、経済産業省や電力事業者などのホームページをごらんいただきますと、より詳細に掲載されておりますことをつけ加え、貞森議員さんへの答弁とさせていただきます。

**○議長（濱岡 裕之）** 貞森議員。

**○5番（貞森 義和）** 私は、もう年寄りですので、ホームページはちょっとわかりません。パソコンは持っていますけども、外とはつながりませんので、ホームページで見るときは、また息子に見てもらおうようにしますけども、私の今、質問させてもらった一番肝心のところ、撤去だけでなく、掘り起こした穴を埋めてというようなことを書くというのは、子供みたいでいけませんか。

掘り起こした穴を埋めて、もとに戻すという、その掘り起こした穴を撤去しただけでは、どうも長年たったら、もうだまされます、業者に。ですから、もう掘り起こした穴は埋めて、もとのようにしてほしいと。そういうことを追記はできないでしょうかというのが、初めの質問でした。

それから、再生エネルギーの賦課金のことわかりました。できたら、そんなふうにお願ひしたいということ言うといいて、次の質問に入らせてもらいます。

二つ目は、この前も質問させてもらいました。公園にある迷彩色です。この前、町長さんの回答の中には、火打石の山火事という、こんな話があつて、できたらあ

あいう自衛隊機なんかに、子供が親しんでほしいみたいな、そういう話があったと思うんですが、私は、迷彩色というのがいけないと思うんです。迷彩色というのは、人の目をくらますというんです。相手から見えにくくするという、ですから、自衛隊の方に聞くと、私らは災害訓練はしていないと。復旧訓練はしていないと。行ってこいというもんでいっとんねんみたいな、皆さんそう思うかどうかわかりませんが、そういう人があります。

アメリカ軍でも、日本を守るんやという、私らそんなこと一切聞いてませんと兵隊さんは言います。この前、名前も出てました。そういうことを言っています。そういう意味でいきますと、この災害に備えて、あるいは、子供の目に植えつけとくんだというのは、これは間違いでして、私は憲法を守ってほしいんです。私、この町会議員になるときに、優しいまちづくり、人に優しいまちづくりを基本にいろいろ書かせてもらいました。それに従って質問もさせてもうとるんですけどね。

そういう意味では、自衛隊機、これは人を殺す訓練、そのためのもんですから、戦争用具ですから、せめて、ああいうのは優しいまちには似合わない。憲法難しいと思いますけど、平和を守るというのは、日本の憲法の基本です。戦争をやって、もう武器や、一切そういうのは持たない。わずか、戦争をしないと、その1条のために、一章という章を起こしとるんです。第一章は天皇陛下のことで、第二章は、そういう戦争の放棄。これは1条しかないんです、条文としては。そのぐらい、この平和というのは大事なんです。戦後どさくさのときに、平和というのは、本当に皆さん懂れたんです。

ですから、まちの平和食堂とか、平和堂とか、平和屋さんとか、いっぱいそういう名前の食堂なんかもできました。伊勢でもね。平和座とか、そういう映画館があったりしましたが、そういうので、平和というのは、今、我々はちょっとなれてきたもんで、ちょっと待てよ、ちょっと武器でも持ってこつんと隣やってこうかと、そんなことを思ったらいかんのでね。平和は大事なことです。ですから、難しいことじゃないんです。何かあったときに、これは平和と合うとるかなと、私はもう近所で何かあったら、これは平和と合うとるなど、近所の人えらいなど、別に憲法を意識してませんけど、そういうふうには、私は度会町が平和を大事にするまちだというのを、例えば、暮らしに憲法を生かしましょうぐらい垂れ幕つくって、役場へ垂らしてくださいよ。そしたら、近所から見学に見えます。そのぐらい憲法というのは難しくないんです。平和は大事なんです。

ですから、あのヘリコプターは、平和とどうやろうかというたときは、やっぱりやめといてほしいと。私、中日新聞の本社へたびたび、裁判所の近くですから行くんですけども、あそこには1階にこんな飛行機が置いてあります。昔の小さいやつです。今はヘリコプターにとってかわっとるんですけど、あれはあれで意味があっ

てね。中日新聞はあんた立派や、こんなん置いとんねんなど、いや、もう戸がないんですけど、昔のあれでとって、それは意味があります。あの度会の平和な公園に、あのうつくしい水の近くの公園に、あの迷彩色はどうも似合わない。平和に似合わない。憲法にそぐわないと、私はそう思うんです。難しくいうと、そういう意味でできたら、あれを撤去していただきたいと。何日かかかると思います。すぐには撤去できないと思いますし、あれも火打石災害のあった後から展示したわけではないんです。もう前からあったんやと思います。

ですから、ああいうことは平和に、あの平和な公園には似合わないというので、くどいようですが、あれを何とか撤去する計画を立ててもらえないかと。もちろん撤去すると金かかりますよ、あれ。持ってきたものは金かかるかわかりませんが、また返しに行くのも金かかるとは思いますけども、誰がどういう目的であれをつくったか知りませんが、あの度会町の、この公園は、度会町の誇りですよ。いい公園です。子供たち安心して遊べる。時々見とる保育所なんかがバスで来て、一日遊んでいってもけがしない。遊び道具もいっぱいある、遊具もようけある。こんな公園に、何であんなものがあるんかと。貞森さん、そこまでくどう考えんでええでと思うかわかりませんが、そこが大事なんです。

ですから、人に優しいまちづくり、これが度会町やったら、僕、中村町長の立候補のときの文書をみんな読ませてもらいましたけど、私とよう似た考えやなと思っておったんです。ですから、ぜひともこれを撤去する方向で考えていただきたいと。すぐには撤去できへんかわかりませんが、私が4年お邪魔しておる間には、何とか、その動きだけでもしてほしいなど、くどいようですが、町長に期待したいんです。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

宮リバー度会パークに設置しておりますヘリコプターについては、9月の一般質問で回答をしたとおりでございます。

本年も、新聞、テレビなどで報道されておりますように、台風15号、台風19号による大規模災害では、ヘリコプターでの人命救助など、支援活動が行われております。報道からもわかるように、被災地は、自衛隊の支援があるからこそ救われるといっても過言ではないと思います。

御質問のヘリコプターの設置撤去につきましては、さまざまな御意見があるかと思いますが、前回の一般質問の回答と同様、撤去しない考えであります。

迷彩ヘリについてでございますが、12月6日の中日新聞伊勢志摩版におきまして、掲載されております。市立伊勢総合病院の震度6強を想定した防災訓練においても、負傷者も搬送という形で活躍しております。この新聞にもありますので、迷彩ヘリ

が使われております。

南海トラフの巨大地震も踏まえ、自衛隊と連携した防災訓練などが必要であると考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

また、憲法のことにつきましては、一自治体の長が発言するという事は差し控えていただきたいと思いますので、よろしく御理解していただきたいと思います。

以上です。

**○議長（濱岡 裕之）** 貞森議員。

**○5番（貞森 義和）** 撤去しないという、この回答非常に不満ですけども、この町長は、この程度かなというので考えさせてもらいます。失礼ですけども。

それから、私、この前も言わせてもうたように、この自衛隊の適格者名簿というのがあります。これを度会町は出しています。この近隣5町村は、お互い相談して、あそこやっとなるか聞いたりやっていますから、役場の人調べてもらったら、全国では6割はそんなことはやっていないと、4割しかやっていないという、そのお答えをいただきました。

ですから、度会町だけでも思い切って、これをやめようじゃないかと、近隣5町村に声かけてもうてもよろしいし、自分だけやめてもうてもよろしいと、個人の情報が知らないうちに、自衛隊やら、防衛省見るとというようなことは、これは間違っていると思います。たとえ話しますと、私、区長したときに、税金は個人から集めるというのが、区長の仕事にありました。そのときに、これはやめなさいと役場へいうたんです。どこでもやってもろとるもんで、いかん、これはどこでもやってもいかん。プライバシーやと、今月は先生ちょっとお金もらうんが、月またいでもらうもんで、自分で納めにいきますと、それを辛そうに私ところへ来るわけです、税金を払うのにね。こんなことはプライバシーやと、私こんなことしたないんだというたら、お金も渡していますからねと、15万円ぐらい僕の在所きとったんですけど、それが年度末ぐらいに来て、金も払うとるからええやという、そういう発想でした。

ですから、これは間違っていると。しばらくしたら、あれはプライバシーですからやめることになりましたというて、新しい区長さんに聞いたら、そういうてました。ですから、プライバシーとか、そんなことはみんながやっとなるからと違うんです。そういうんで、気がついたところからやめていただきたいと思いますので、この適格者名簿を防衛省へ上げる、自衛隊へ上げるようなことは、必ずやめていただきたいと思います、これで私の質問は終わらせていただきます。

**○議長（濱岡 裕之）** 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

暫時、休憩をいたします。

(10時26分休憩)

(10時40分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました、議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 舟瀬 勝議員。

○予算決算常任委員長（舟瀬 勝） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第55号 令和元年度度会町一般会計補正予算（第3号）以上、1議案について、教育長、関係課長、事務局長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員長より報告を求めます。

総務住民常任委員長 西井 仁司議員。

○総務住民常任委員会委員長（西井 仁司） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第56号 令和元年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第57号 令和元年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第58号 令和元年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第60号 度会町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、議案第61号 度会町職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第62号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、議案第63号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第64号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第65号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第66号 度会町税条例の一部を改正する条例について、議案第67号 度会町森林環境譲与税基金条例について、以上、11議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの総務住民常任委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。

中森議員。

○11番（中森 慰） この第64号、手元にあるこの文章が町長等の給料及び費用となつとるのが、最初にもろたやつは、度会町職員給料条例の一部を改正する条例案になつとるので、条例、ちょっとこの手元にある書類が違ふとるので、これは訂正しておくべきと思います。

○議長（濱岡 裕之） わかりました。

後に、修正したものを、また配付させていただきたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員長より報告を求めます。

産業教育常任委員長 若宮 淳也議員。

○産業教育常任委員長（若宮 淳也） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第59号 令和元年度度会町水道事業会計補正予算（第2号）以上、1議案について、関係課長、課長補佐の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの産業教育常任委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

よって、各常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

これで、常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第55号～議案第68号、発議第8号～発議第10号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第55号から議案第68号及び発議第8号から発議第10号についてを議題とし、討論に入ります。

お諮りいたします。

議案第55号から議案第68号及び発議第8号から発議第10号の17議案に対する討論の通告はありません。

よって、17議案は討論なしと認め、討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認め、討論を終わります。

◎採決(議案第55号～議案第68号、発議第8号～発議第10号)

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第55号から議案第68号及び発議第8号から発議第10号についてを採決いたします。

議案第55号 令和元年度度会町一般会計補正予算(第3号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第56号 令和元年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第57号 令和元年度度会町介護保険特別会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第58号 令和元年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第59号 令和元年度度会町水道事業会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第60号 度会町一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第61号 度会町職員定数条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第62号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第63号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第64号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第65号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第66号 度会町税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第66号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第67号 度会町森林環境譲与税基金条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第68号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第68号は同意されました。

続きまして、発議第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、発議第8号は原案どおり可決されました。

続きまして、発議第9号 専決処分事項の指定について（平成31年度度会町美化センター旧炉解体工事）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、発議第9号は原案どおり可決されました。

続きまして、発議第10号 専決処分事項の指定について（平成31年度林道注連指西線災害復旧工事）（平成29年災）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、発議第10号は原案どおり可決されました。

以上、議案第55号から議案第68号まで及び発議第8号から発議第10号までの17議案は、全て原案どおり可決、同意されました。

## ◎閉会中の継続審査の申し出について

日程第5 閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませ

んか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和元年第4回度会町議会定例会を閉会いたします。

(10時58分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員